

平成 2 4 年 3 月 5 日 開会  
平成 2 4 年 3 月 2 3 日 閉会

平成 2 4 年  
第 1 回 定例会 会議録  
( 第 2 日目 )

小豆島町議会

開議 午前9時29分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、一昨日に引き続きお集まりくださいますとありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時30分）

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりですが、3月5日、町長から提出された議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について、撤回したいとの申し出があります。

議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 「議案第10号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」の撤回の件

議長（秋長正幸君） 追加日程第1、「議案第10号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」の撤回の件を議題とします。町長から撤回理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 一昨日の定例会1日目に提案をいたしました議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例については、本町の子育て支援、若者の定住のた

めに大変重要な議案であります。しかしながら、お示しした議案の改正内容に不適切な表現や条文の不備、増額を考えております貸付額や返還の猶予や免除の規定が抜けておりました。そういう不備がございました。まことに申しわけありませんが、おわびを申し上げ、撤回をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、「議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」の撤回の件を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催したいと思いますので、委員の皆さんは第4、第5会議室に直ちにお集まり願います。

再開は議会運営委員会終了後、直ちに再開したいと思います。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時55分

議長（秋長正幸君） 再開します。

町長から、議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを提出したいとの申し出があります。

「議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」の提案理由説明を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更して、直ちに議題とし、議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第3として、本日の日程の最後に質疑等を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。「議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」の提案理由説明を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とし、質疑等は日程を追加し、追加日程第3号として、本日の日程の最後に行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 「議案第31号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」の提案理由説明

議長（秋長正幸君） それでは、追加日程第2、「議案第31号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」の提案理由説明を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

一昨日の本議会におきまして、施政に関する所信要旨でも述べましたように、子育て応援こそ小豆島が元気になるために今最も必要な施策です。本案は、大学生等に貸し付けする奨学資金を増額し、子育ての中でも一番負担の大きい高等教育を受けることへの支援策であります。また、島に帰り、島の将来を担ってくれる若者には返還の免除を行おうと考えています。島の産業を支え、島の文化を継承してくれる若者が少しでも増えることを目指す制度であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加上程議案集1ページをお開きください。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、第1条奨学資金の貸し付けの目的では、アンダーライン部分「確保し、もって」の部分で「卒業後のUターン者の増加を促すことや次代の小豆島町を担う人材の確保を

図ろうとする意味を込め、確保するとともに、本町の振興と発展に必要な」としております。

第2条の貸付対象者についてですが、これまでは高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学としていたものを、高等学校等、大学等に区分し、高等専門学校の第1学年から第3学年までは高等学校等に、第4学年、第5学年は大学等として貸付額の基準の明確化を図ることとしました。

第4条貸付額等では、資金は無利子とし、その貸付額は規則で定めるとなっており、条例の中では貸付額の記述がございましたが、1号で高等学校等月額1万円、2号で大学等月額5万円とし、2項として貸付金には利息を付さないものとしております。

第5条貸し付けの申し込み、第8条貸し付けの決定、第10条在学証明書の提出、第11条変更の届け出、第12条貸し付けの取り消し及び休止、第13条借用証書の提出、各条文中にあります「教育長」とあるところを「町長」に変更いたします。

また、第10条中「要請があったときは」を「毎年規定する日まで」に変更し、学生であることの確認を毎年必ず行うこととしました。

第14条返還では、改正前では貸し付けを受けた資金の全額を返還しなければならないとあり、返還の期間、返還の方法や繰り上げ返還等については、これまでは規則で記述しておりましたが、それらを1項から4項においてすべて条例で表記することとしております。

なお、従来との大きな変更点、変更事項については、これまでは貸し付けが終了した場合は、その年から返還していただいておりますが、貸付期間の満了した月の翌月から起算して1年を経過する月の翌月からと、1年間の猶予の後に返還が始まることに改正しております。

改正前の15条では、これまでは返還猶予と返還免除について一条で表記しておりましたが、卒業後のUターン者に対する償還免除制度を今回創設しましたことにより、返還猶予と返還免除をそれぞれ別の条文といたしました。

改正後の第15条には、返還猶予を1号から4号まで表記し、1号において資金の貸し付けを受けた者が卒業後町内に住所を有し、島内事業所に就職するときは返還猶予としております。また、3号の上級の学校に進学したとき、または学校に在学中のときも新たに猶予の対象として表記しております。

返還免除は16条で表記しまして、3号で卒業後のUターン者に対する償還免除を表記しております。前条第1項第1号の猶予を受ける者が8年目に至ったとき、ただしその者の

在学する学校の正規の最短就業年限が4年を超えるときは、貸し付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達したときとするとして、卒業後島で就職し8年経過すれば、同条2項の規則に定める書類を町長に提出すれば、返還を受けることができるとしております。

改正前16条と17条は、改正前15条の条文を2条分に分けたことに伴います条ずれでございます。

最後に、附則としまして、施行の期日は平成24年4月1日から施行するとし、また経過措置としまして、平成23年度までに借りた資金については、従前の例によりますが、既に貸し付けを受けている者で貸付期間が残っている者については、資金の借りかえの申し出ができるとともに、借りかえを受けた部分については新たな制度で措置することとしております。以上、小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑等については、先ほど決定したとおり、追加日程第3とし、本日の日程の最後に行います。

~~~~~

日程第1 「議案第4号・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から「発議第1号・小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

議長（秋長正幸君） 次、日程第1、「議案第4号・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から「発議第1号・小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります、この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

それでは、1議案ごとに審議を行います。

初めに、議案第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第5号小豆島町介護保険財政安定化基金条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 提案理由の中に、介護給付費準備基金の取り崩し及び財政安定化基金交付金により上昇を抑制したものという説明があるんですけども、具体的にはそれぞれ幾らずつ、その基金などによって抑えられた金額はどうなってるのか、ちょっとお尋ねします。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 今回の条例の一部改正につきましては、第5期介護保険法で定められました介護事業計画の策定に基づく変更でございます。

財政安定化基金、これにつきましては、これも介護保険法によりまして都道府県に設置されているものでございます。第5期の保険料を見直すときに、できるだけ保険料の緩和をしていくという国の方針もございまして、県の方からまず町の方へ、後ほどまた説明をいたしますが、1千万円少しの交付金をいただくことになっております。これにつきましては、3カ年でそれぞれの町に任せて運用していくということになっております。現在の試算では、月額で大体50円少しの抑制というな、この基金上についてはなっております。

また、保険料につきましては3カ年での保険料ということで、町のほうの取り崩しにつきましても、年度当初については予定をいたしておりません。介護保険自体3カ年のトータルというなことで、当初は町のほうの基金については取り崩しを予定いたしておりません。以上です。



議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町の準備基金は今どれくらいあるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 町の準備基金は、新年度まで約6千万円残る予定になっております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第7号小豆島町行政組織条例の全部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 発議との関連があるというふうに思うんですが、この総務部に課を置きということで第3条の1から4までありますが、その中の議会関係に関する関連で、人権対策とか池田窓口センターとかに関連する事項については、その後の関連する議会の委員会にも教育民生のほうになっているというふうに認識してるんですが、この区

分に若干不自然な感じがするんですけども、その点についてちょっと伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 村上議員さんの総務部の所管で、人権対策、それから窓口センター、これは住民課というところに配置をいたすんですけども、これらについて委員会条例のほうで所管がというお話でございます。まずもって、提案しております組織条例におきましては、その人権対策につきましても町全体の課題として取り組みたいということで、そういうふうに配置をいたしております。

また、窓口センターの業務、戸籍でありますとか、住民基本台帳、これらにつきましても基本的には町全体の基本サービス、総務的な総務部に属するべき事柄であるということで、総務部に配置をしたところでございます。

委員会条例の件につきましては、また発議のところでご意見をちょうだいして、答弁をお願いしたいと考えております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 期待しているのですけれども、これの関連で町の職員の方に、いろんな意味でそうだと思うんですけど、職員の方の説明はどうなっていくのかということを知りたい。

それからもう一つ、防災に関して、詳しくできたらこの課でしっかりやるんだということを知りたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 森議員さんのご質問でございますけども、職員への説明ということで、組織機構の変更でございますので、職員にも十分持つておる意味等を伝えていきたいと考えておりますが、議会のほうで議決をいただく必要がまずございますので、まだ職員のほうに、ある程度のことは情報は伝わっておりますけれども、また事務分掌などにつきましては詳しく周知をしていきたいというふうに考えております。

もう一点、防災につきましては、これはやはり全庁的、町の組織挙げての取り組みとな

ろうかと思えますけども、基本はやはり総務課のほうで行っていきたいというふうを考えております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第8号小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第9号小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第10号は先ほど撤回を許可しましたので、議案第11号小豆島町保育所条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） この保育料の免除についての改正については別にいいんですが、それに関連する保育料に関連する問題なんですが、以前議会において一般質問で扶養控除が廃止になったことについて保育料に反映するというので、これを従来の形で修復するというふうなことで、保育料は値上げしないというふうなことでしたので、その確認をさせていただきたいと思います。それで間違いはないですか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 現在のところ、保育料の値上げはする予定はございません。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 扶養控除が廃止になったことによって、住民税にそれが反映しますが、それは控除が廃止になっても従来の形で保育料はそれに反映しないのですかと、その確認なんです。一般質問では、それはそれによって反映させないということでしたので、その確認です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員に申し上げますが、本議案については条例の一部ということでございますので、また別の機会に質疑をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第12号小豆島町立図書館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決され

ました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第13号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第14号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 改正後についての事業名のところで、県営ため池等整備事業（小規模）、これに対しては大体どれぐらいの小規模のため池があって、対象となるのはどういうふうなところにあるのか教えてください。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 小規模と大規模ということで、小規模につきましては、一般的に県営事業で800万円以上の2個以上、1,000トン以上というようなことでなっております。ほとんどが小豆島町のため池は小規模に当てはまります。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第15号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。



これから採決します。

議案第15号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第16号小豆島町西村辺地総合整備計画の策定について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第16号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第17号小豆島町東浦辺地総合整備計画の変更について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第18号小豆島町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は総務建設常任委員会

に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第19号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 新病院構想策定のための基礎情報収集分析業務委託料ということですが、その内容とどこへ委託するのか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） この基礎調査につきましては、ご承知のとおり着工が決まっておる中で、期限がですね、今から詰めていくわけですが、専門家のご意見を今後ともいただくことにしておりますが、そういった協議をする中で、最新の状況でありますとか、収支のシミュレーションでありますとか、我々の知見が及ばないところ、そういったところについていろいろ基礎情報を収集してもらおうということが趣旨、目的でございます。

相手方は、東京にございますホスピタルマネジメント研究所という機関でございます。代表は谷田一久という方ですが、この人は県立病院経営評価委員会の委員であります。また、高松市民病院評価委員会の委員、坂出市立病院経営改善顧問というようなことで、県内の医療情勢に詳しいというようなことから香川県のほうから紹介をいただきまして、小豆2町で検討の結果、ここに基礎資料を情報提供いただくということなので、本町が代表して契約をし、土庄町から分担金をいただくということにしたわけでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） この委託料520万4千円っていうのは、内訳とありますが、どういう基準によりますか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） この委託料の大部分は、当然人件費になるかと思っております。それと、旅費、交通費、東京の事務所がございますので、そういったものの費用ということでご理解いただけたらと思います。100万円程度が旅費、交通費というような形で今考えております。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） この委託の期間ですが、いつまでにというその点を一つと、それから土庄町とはどういうふうな話でしているのか。

具体的に言いますと、うちの場合は前年度の繰越金からお金を出すということですよ。土庄町は予備費から出すということで、全然補正予算では出てこないんですよ。町民に知らされないままやって、土庄町はどういうふうな話になってるのかなと思ひまして、その点ちょっとお尋ねします。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 本町につきましては、先ほど副町長が申しあげましたように、本町が一括して契約させていただいて、2分の1の負担金を土庄町からいただくということで、土庄町とは2分の1、1対1の負担ということで協議を進めております。

なお、土庄町の予算措置につきましては、私どもで答弁することはできませんので、差し控えさせていただけたらと思います。

（12番鍋谷真由美君「期間。わかるのであれば」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 申しわけございません。期間につきましては、当然今年度末、3月31日を予定いたしております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 基本情報収集分析というふうな表現になっておりますが、先ほど副町長からも最新の状況等々に言われましたが、こちら側の町としての要望、どういう内容でもってどういう分析を行っていく必要があるかとかないかとか、そういう若干内容的な分析項目ってものを伺いたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 例えば経営形態、独立行政法人にするのか、公営企業会計の全部適用して一部事務組合の企業団にするのか、あるいは2町の組合立、今と同じような財務適用だけの一部適用にするのか、あるいは民間に委託をするのか、いろんな方法があるかと思えます。

うちとしては、方針は大体2町で定めておりますが、そういったことで、一番効率的に経営できるのかどうか、あるいは病床数についても200床以上と199床以下では診療報酬に差があります。200床以上ですと、紹介患者の紹介料に重きを置いた手厚い手当、報酬額になっております。199床以下は、外来診療に重きを置いたそういう体系になっておるわけですけど、小豆島の医療を考えた場合は、あるいは県下の小豆医療圏のことを考えた場合に、どちらが将来的により効果的、効率的なんか、そういったシミュレーションなどについては医療の専門家の方々にいろいろご意見を伺いますが、そういった経営的なシミュレーション、この作業などについてはなかなか職員では難しいといったようなところを補ってもらおうというふうに考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 今まで本町として、福祉と医療の考え、推進会議をやってきましたが、ただ委員会においても、私は町長にいろんなところで住民の直接説明を行うなり、意見を聞くなりしてほしいということで、そりゃ行きますよというふうなことを言われました。一度は執行部のほうから参加をしていただきましたが、その後の解散については拒否をされました。それで、また推進会議においても、住民に知らせるように放送を徹底してほしいと委員会の中でも言いましたが、しますということでした。しかし、その後放送はありませんでした。

こういうふうな状況を進める中で、今回の補正予算で委託料という形で出てきておりますが、やはり限られた期間の中で町として進めていく感覚はわかりませんが、しかしそういう必要な状況なり、手を打つなり、要望にこたえるなりされない中で、こういう分析を行い補正予算を行うというふうなことは、住民に対しても非常に問題だというふうに思うんですね。

今回、補正をする上で理由は言われましたが、今後も一方では、執行部としてはこういう形で粛々と進めるんだらうと思いますが、住民側にとってのいろんな進める内容について、いろいろ医療現場の問題も含めて地域医療の問題について、催し物があった場合、町長はそれに対して要請にこたえるお考えはありますか。

議長（秋長正幸君） 11番議員に申し上げますが……

（11番村上久美君「関係あります」と呼ぶ）

多少それに関連はありますが、私から思いますと、一気に越えてるように思いますので、答弁はよろしいかと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、今回のこの補正予算には反対をいたします。

まず、地域医療の崩壊、それから病院の困難の根本には国の政策があるわけで、病院の統合によってそれが解決するっていう保証は全くありません。改善、充実を図るために、町民の声を聞き一緒に考えて、町民の願いにこたえる中身で、国や県に支援を求めるべきだと思います。

先に病院の統合ありきで住民に十分な説明をしないまま、また正式な決定もないまま、統合前提の支出をすることには反対をいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10番渡辺議員。

10番（渡辺 慧君） 私は、議案第19号に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

小豆島の公立病院を取り巻く環境は、人口の減少、少子・高齢化、医師、看護師の不足などにより、非常に厳しい状況であります。

内海病院、土庄中央病院、この2つの公立病院の再編は、心筋梗塞や脳溢血などの急性期の疾病に対応できる医療を確保し、島民が安心して暮らしていくためのものであります。限られた時間の中で、新たな病院の基本的な考え方を早い時期に整理する必要があることから、私は議案第19号に賛成するものであります。

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

議長（秋長正幸君） 再開します。

総務課長より、議案第31号の件につきまして訂正の申し出がございます。許可をいたします。総務課長。

総務課長（空林志郎君） 大変たびたびで申しわけございません。小豆島町奨学資金貸付条例の改正条文で、改正前の第17条が「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める」となっております。これが、今回町長が決定権者になっておりますので、こちらのほうを「必要な事項は、規則で定める」というふうに改正をしたいと考えております。大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会所管分は総務建設常任委員会に、教育民生常任委員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第21号平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第22号平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第23号平成24年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第24号平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第25号平成24年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第26号平成24年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は教育民生常任委員会

に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第27号平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第28号平成24年度小豆島町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第29号平成24年度小豆島町病院事業会計予算について質

疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第30号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 提案理由もここに記載されてるように、同条例の全部改正にあ

わせて議会の委員会条例を改正するというふうになってるんですが、やはり行政組織と委員会との整合性といいますか、合致を見る場合、やはりここにどうしても理解しがたいものがあるというふうには思うんですが、ここの部分をどうしてこういう形をとらざるを得ないのかっていうのを伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 今回の行政組織の全部改正は4つの部を設けることとされておりますが、委員会条例の一部改正では、実際それぞれの課が行っている業務から見て、どちらの委員会の所管が正しいのか、よいのか、また委員会が所管する業務量とバランスがとれているかということも考えまして、おおむねこれまでの所管の範囲を踏襲した改正案としております。

本案につきましては、総務建設常任委員会の付託を予定されておりますので、またそのあたりも委員会の中で適宜十分審議いただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

追加日程第3 議案第31号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、追加日程第3、議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほど総務課長のほうから申し出があった件については、これは委員会の中で文章を出すということになるんでしょうか。ちゃんとした規則云々、こういうふうにしますという内容の文章は提出する予定なんですか。

それと、先ほど所管が以前は教育長だったものが、今回は提案が町長に変わったというふうなことなんですが、なぜそういうふうになったのか、その理由をお願いします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 村上議員さんのご質問ですが、大変申しわけございません、条例案の改正につきましては新しいものをお渡しをさせていただきたいと思えます。

それから、規則でございます。規則につきましても、委員会の中でお話を差し上げたいというふうに考えております。

それから、今回私のほうで答えるべきかどうかあれなんですけども、町長が決定権者となるようにしたということですけども、奨学資金ということでございますが、これが今回免除という規定を設けました。そこには、やはり地域に子供たちに帰ってきてもらいたいというふうな大きな政策的なものがございます。それもありますし、他市町のこの奨学金条例を調べますと、割と首長の決定権者で行っておるところが多々ございます。そういうこともありまして、今回首長、町長の決定事項とさせていただきました。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。7番新名議員。

7番（新名教男君） 改定の前のこの条例を見たときに、私は本当にこれは教育の機会均等を我々は真剣に考えとんかいうて、最初見たときに何点かね、これでええんかと、本当に疑問を持ったんですよ。子育て支援じゃ言うけど、ほんまにこれで、という。改定がありますんで、内容については僕、今もろうたから十分見とりませんが、多分改定しとんじゃから間違うとりやせんじやろうと思うて信用しとりますが。

そこで、僕はこの奨学金というのは、これを文章見よっても、こっちからやるんじやという意志を物すごく感じるんですよ。国も同じです。国の教育の行政も同じです。皆さん

方行政も、我々議員も、悪いけれども住民からの税金を我々は分配しよるだけなんです、ほんまのところ。だから、その方法を間違うたら住民に申しわけない。ここで言やあ、子供たちが勉強しよるという機会均等を取り上げることになる。そこんところを言いませんけれどもぜひ、これは教育の問題だけやないですよ。こういうことを提案する場合には、やっぱりもう少し意識を一つにして、もう少し住民のことを本当に考えて提案すべきだと、我々もそれについてはもうちょっと真剣に議論すべきやと、そんなふうに私自身も議員として反省はしとりますけど、そういうところでもう一回こういうことを出す場合には十分考えて出してほしいと。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 勉強するんですけど、高等学校などになってます。定時制はどんな考えたらいいんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 定時制も高等学校等に入ります。

議長（秋長正幸君） ほかに。3番大川議員。

3番（大川新也君） この15条の1項のところの島内事業に就業するときというふうな文言が入ってますけど、これは企業に就職というふうな形で取り入れるか、就職の証明書を徴収するとか、また個人で開業、企業を起こすとか、そんなところの区別というか、識別はどういう方法でするんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 就業も広くとっていただけたらと思います。ですから、企業を起こすとか、帰ってきて家の家業を手伝うとか、そういったものについてもこの中に含まれると考えていただけたらと思います。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） そのときには、町へ提出する証明書とか、そういうなんを徴収するんですか。それを決めとかな、いやもうあの子家において家の畑を手伝いよりもすわというふうな形でも営農のほうの就業になるというふうなんですよ。そういう感じでしたら。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） そういった点につきましては、書類による届け出をしていただくというような形にしております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月23日の本会議にお願いします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月19日月曜日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時04分